

伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金制度のご案内

目的

所有者の判明しない猫、捨て猫等（以下「野良猫」という。）の増加及びこれに伴う被害を防止するため、野良猫の去勢又は不妊手術に要する費用の一部を補助します。

補助金の交付条件 必ず手術前に申請してください（申請前に手術した猫は対象外です）

- 申請者は市内に住所を有していること
- 猫はおおむね生後3か月以上の野良猫であること（飼い猫は補助対象外）
- 同一年度（4月1日から翌年3月31日まで）一世帯あたり5匹であること

補助金額 1匹につき 3,000円（雌雄問わず）

※手術費は、動物病院により異なります。事前に動物病院へご確認ください。

※手術費が3,000円を下回るときは、当該手術費として支払った金額となります。

動物病院 神奈川県内で開業する動物病院

お手続きの流れ

- 1 市役所担当課（健康づくり課）へ事前相談
- 2 交付申請書を担当課へご提出ください（郵送不可。）
- 3 交付条件を審査し、申請者様に交付決定通知書、交付請求書、変更交付申請書の3点を送付します
※1週間以内に送付しますが、できるだけ余裕を持って申請してください。
- 4 交付決定通知書の決定内容に基づき、交付決定日から30日以内に“県内で開業する動物病院”で手術を実施してください（※交付決定日が3月1日以降の場合は、3月末日までに手術を受けてください）
- 5 手術後、30日以内に以下の5点を持って窓口にて請求手続きをしてください。
【持ち物】印鑑
交付決定通知書
交付請求書（押印あり）
動物病院から発行された領収書
※写し不可、申請者の名前が記載されたもの
※雌雄それぞれ何匹ずつ手術したのか明記してもらってください。
※明細書だと支払いができません。事前に動物病院にご確認ください。
申請者様の通帳の口座番号・口座名義人が記載されたページの写し
※口座名義人は、申請者様と同一名義でお願いします
- 6 補助金の交付（約1カ月後に口座振込みとなります）

裏面に続く

注意事項

○必ず事前に補助金の申請をし、交付決定通知書の送付を受けてから手術を行ってください。

次の場合は補助対象外になります。

- 手術後に飼育する場合
- 補助金申請前に手術を受けた場合
- 交付決定日から31日以上経過して手術を行った場合
(このとき、決定通知は無効となります)
- 交付決定後、県外で開業している動物病院で手術を行った場合
(このとき、決定通知は無効となります)

① 都合により手術を受けられなくなった場合（キャンセル）

② 当初の申請と頭数に変更が生じた場合

→いずれの場合も、伊勢原市野良猫の去勢不妊手術費補助金変更交付申請書を提出していただく必要があります。変更交付申請書に記入し、担当までご提出ください。（郵送でも構いません）なお、②の場合は請求の際に一緒にお持ちください。

※本補助金は、予算額に達した場合、年度途中でも受付終了となります



お問い合わせは
伊勢原市 保健福祉部健康づくり課
Tel 0463(94)4616 (直通)
～市役所分室です～

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン